

鳥取県市町村交付金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第40号

鳥取県市町村交付金条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県市町村交付金条例施行規則（平成18年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示、削除項及び削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（最低保証額）</p> <p>第4条 条例第3条第1項第3号の最低保証額（以下「最低保証額」という。）の総額は、条例第3条第1項第2号の市町村交付金の総額に<u>10分の9</u>を乗じて得られる額を上限とする。</p> <p>2 市町村ごとの最低保証額（以下「個別最低保証額」という。）は、前項の規定により算出される最低保証額の総額（以下「最低保証額総額」という。）に<u>90分の37.5</u>を乗じて得られる額を市町村交付金の交付対象となる市町村数で除して得られる額、最低保証額総額に<u>90分の37.5</u>を乗じて得られる額を各市町村の財政規模及び財政力指数を勘案して知事が別に定める方法により配分して得られる額及び<u>最低保証額総額に90分の15を乗じて得られる額を各市町村の人口を勘案して知事が別に定める方法により配分して得られる額を合算した額とする。</u></p> <p>附 則</p>	<p>（最低保証額）</p> <p>第4条 条例第3条第1項第3号の最低保証額（以下「最低保証額」という。）の総額は、条例第3条第1項第2号の市町村交付金の総額に<u>4分の3</u>を乗じて得られる額を上限とする。</p> <p>2 市町村ごとの最低保証額（以下「個別最低保証額」という。）は、前項の規定により算出される最低保証額の総額（以下「最低保証額総額」という。）に<u>2分の1</u>を乗じて得られる額を市町村交付金の交付対象となる市町村数で除して得られる額に、最低保証額総額に<u>2分の1</u>を乗じて得られる額を各市町村の財政規模及び財政力指数を勘案して知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する企画部長又は鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された自治振興課の長。以下同じ。）が別に定める方法により配分して得られる額を<u>加えた額とする。</u></p> <p>附 則</p>

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 地域住民が主体となり、地域の振興又は観光振興につながる新たな活動（地域をあげて住民が参画する活動に限る。）に要する経費及び観光案内板の設置に要する経費

2 略

3 略

4 略

5 略

6 略

7 個人又は特定非営利活動団体、自治会その他の営利を目的としない団体が行う新エネルギーの導入に対する助成に要する経費及び市町村立学校への新エネルギー導入に要する経費

8 略

9 略

10 略

11 略

12 略

13 農林水産業（県産品を取り扱う、又は取り扱う予定のある食品加工業及び木材産業を含む。以下同じ。）の新規就業者のための住宅の修繕若しく

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（この規則の失効）

2 この規則は、平成21年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

1 孤立集落における災害時の通信確保に要する経費

2 消防団又は自主防災組織の活動の活性化に要する経費

3 地域住民が主体となり、地域の自立又は観光振興につながる新たな活動（地域をあげて住民が参画する活動に限る。）に要する経費

4 略

5 喫煙の防止を目的として行われる学校又は地域での活動に要する経費

6 地域及び住民が主体となって行う育児支援に要する経費

7 略

8 略

9 略

10 小規模作業所の整備に対する助成に要する経費

11 ひとり親家庭の小・中学生の教育費に対する助成に要する経費

12 保育所への家庭支援専任職員の配置に要する経費

13 略

14 多胎妊娠妊婦健康診査費に対する助成に要する経費

15 個人又は特定非営利活動団体、自治会その他の営利を目的としない団体が行う自然エネルギーの導入に対する助成に要する経費及び市町村立学校への自然エネルギー導入に要する経費

16 略

17 略

18 略

19 略

20 略

21 新規就農者用の住宅の修繕若しくは家賃又は農地の賃借に対する助成に要する経費

は家賃又は新規就農者の農地の賃借に対する助成に要する経費	
<u>14</u> 略	<u>22</u> 略
	<u>23</u> <u>農地、水路、農道、林道その他の農林業生産基盤の補修、小規模改良等に要する経費</u>
<u>15</u> 略	<u>24</u> 略
	<u>25</u> <u>小規模森林所有者が自家労力で行う森林施業又は森林整備の助成に要する経費</u>
<u>16</u> 略	<u>26</u> 略
<u>17</u> 略	<u>27</u> 略
<u>18</u> 略	<u>28</u> 略
<u>19</u> 略	<u>29</u> 略
<u>20</u> 略	<u>30</u> 略
<u>21</u> 略	<u>31</u> 略
<u>22</u> <u>農林水産業を営む個人又は法人その他の団体が行う農林水産業に従事する人材の確保・育成のための試行的な取組の支援に要する経費</u>	<u>32</u> <u>農業を営む個人又は法人その他の団体が行う農業に従事する人材の確保・育成のための試行的な取組みの支援に要する経費</u>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県市町村交付金条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する市町村交付金について適用し、同日前に交付した市町村交付金については、なお従前の例による。